

第5 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

長野県は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には長野県より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、郵送又は直接持参してください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）

自動車は、売払代金の残金納付確認後、売払代金の残金を納付し、かつ契約保証金が売払代金に充当された時点の現況有姿で、長野県が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 長野県が用意する「所有権移転登記請求書」に必要事項を記入・押印し、住民票（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）及び登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を同封のうえ、売払代金の残金納付後10日以内に長野県へ提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は契約締結後6週間程度となります。

ウ 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」及び共同入札者全員の住民票（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に長野県に対して任意の書式にて申請してください。

エ 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後2週間程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア 「所有権移転登録請求書（自動車用）」に必要事項を記入・押印し、印鑑登録証明書（原本）（発行後3ヶ月以内のもの）を添付のうえ、売払代金の残金納付後速やかに長野県へ提出してください。

イ 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

ウ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。
したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など長野県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- (2) 公有財産売却の財産については現況有姿で引き渡すものとし、長野県は契約不適合責任を負いません。
- (3) 落札された公有財産の保管費用が必要な場合、売払代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。
- (4) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、原則としてすべて落札者自身で行ってください。

4 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

(不動産の場合)

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。
共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参又は送付する場合は全共同入札者の合計で構いません。）

(自動車の場合)

- (1) 自動車は、一時抹消登録して引き渡します。
- (2) 権利移転に伴う一切の費用（自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。
ア 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙が必要です。
イ 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
ウ 自動車の搬送は、落札者で手配し費用負担してください。
- (3) 自動車の引き渡しは、売払代金納付時の現況有姿で行います。なお、売払代金納付後すみやかに落札者が公有財産を引取らない場合は、長野県ホームページより「保管依頼書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、長野県財産活用課に送付又は持参してください。
- (4) 公有財産の引き渡しを受ける際には、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、パスポート等）を提示してください。なお、代理人が公有財産の引き渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した委任状と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証を提示してください。
- (5) 自動車等は、長野県指定場所での直接引き渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらに係る費用は、落札者の負担となります。

- (6) その他引き渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。
- (7) 引渡しを受けた後、「県有財産受領書」を財産活用課に提出してください。
- (8) 一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などはできません。